

偽の電子メールによる外国送金詐欺にご注意ください

株式会社 秋田銀行

海外のお取引先や親会社・関連会社と送金取引の連絡を電子メールで行う際、偽の電子メールにより送金資金を詐取される被害が全国的に発生しています。以下の事例・対策方法等をご参考にしていただき、十分ご注意ください。よろしくお願いいたします。

● 実際に発生している事例

海外の取引先のPCがハッキングされて成りすましメールが発信されていた。

仕入先のメールがハッキングされ、至急とのことで事実確認を怠り送金したところ詐取された。

メールに添付された請求書にもとづいて送金したところ、偽の請求書であることが判明した。

「従来使用していた銀行口座が監査のため一時的に使用できなくなる」として、入金先の変更を依頼するメールが届き、変更した先に送金し詐取された。

正当な受取人から送金未着の照会があり、送金が詐取されていたことが判明した。

● 対策方法

メールの件名が「URGENT」等、急ぎの対応が必要であることを強調するものであったり、「税務問題」・「会計監査」等を口座閉鎖あるいは使用停止の理由とするもの、経営判断や弁護士・税理士等の指示による受取口座の変更などは、偽のビジネスメールである可能性を疑ってみてください。

お取引先から送金情報（口座番号、口座名義、送金銀行等）を変更する旨の電子メールを受信した場合や、通常と異なるメールアドレスから送金依頼等を受信した場合は、電子メール以外の手段（電話・ファックス等）や名刺等に記載された正しいメールアドレスあてに事実確認を行ってください。また、事実確認がとれるまで送金を保留することもご検討ください。

お取引先と送金依頼等の電子メールを送受信する際には、暗号化した添付ファイルを用いたり、電子署名を付す等、ご使用PCのセキュリティ強化をご検討ください。